

協定区域	西区春日台5丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2009年7月27日
	面積	12,307.35 m <sup>2</sup>		更新 2019年8月26日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2019年8月26日～2029年8月25日 (10年)

## 協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は150 m<sup>2</sup>を最低敷地面積とする。
- (2) 建築物の敷地の地盤面の高さは、本協定締結時における当該敷地の地盤面の高さを変更してはならない。但し、造園等のための必要最小限の変更はこの限りでない。
- (3) 建築物は、一区画一戸建ての専用住宅とする。但し、親子等が居住する二世帯住宅は、建築確認で建築基準への適合性が認められれば玄関の数に関係なく建築可能とする。また、次に掲げる兼用住宅のうち、近隣に迷惑をかけないよう駐輪場又は駐車場の確保と防音対策を講じたもので、建築協定書第7条に掲げる運営委員会の承認を得たものは建築可能とする。
  - ① 当該権利者が居住する、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもので個人経営程度のもの
  - ② 当該権利者が居住する、美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限り。）
- (4) 立体式、地下駐車場は設置してはならない。
- (5) 車庫の扉、門扉は、開放時に敷地境界線を越えてはならない。
- (6) 専有宅地の駐車場の出入口は、フットパス部分に設けてはならない。
- (7) 道路境界線に面して垣又は柵を設ける場合は、門柱・門扉・ガレージ出入口部分を除き、生垣又は景観に配慮した透過性のあるフェンスとしなければならない。
- (8) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。但し、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当するものはこの限りではない。
  - ① 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるとき
  - ② 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、床面積の合計が5m<sup>2</sup>以内であるとき
- (9) 建築物の外壁及び屋根の基調色は、周辺環境に調和するように努めなければならない。
- (10) 道路際や敷地内は、積極的に樹木等の保守に努めるとともに、適切な維持管理を怠らないものとする。
- (11) ラジオ受信用、アマチュア無線等のアンテナは屋外に設置してはならない。
- (12) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教等の営利を目的としないもので運営委員会の承認を得たものに限り設置できるものとする。但し、その場合にあっても、必要最小限のものとし、周辺と調和するよう努めなければならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。

